

平成20年1月10日

農 林 水 産 省

牛海綿状脳症の疑似患畜の見直しについて

1 我が国における疑似患畜の取扱い

国内でBSEが発生した場合の措置については、OIEのBSEコードを参照し、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月29日公表。以下「指針」という。）で規定している。

2 OIEにおける検討経緯

- （1）OIEのBSEアドホック委員会（平成18年1月）により、BSE発生時に処分が必要な牛の範囲が検討され、次のような結論がされた。

BSEコード／サポーティングドキュメント（2.3.13.1,1b）より抜粋

実験的根拠及び疫学的根拠のいずれも、雌雄生殖器がBSE病原体の伝達リスク要素であると示していない。

- （2）この結論を受けて、OIEコード委員会（平成18年3月）により、雌の患畜から誕生した動物が必ずしもBSEに暴露されているとは限らず、一般的な牛群より高いリスクを有するとは考えられないとされた。

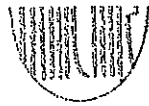
3 O I Eコードの改正及び疑似患畜の範囲の見直し

このような検討を踏まえて、昨年５月に開催された第７４回O I E総会において、このB S Eコードが改正された。

O I Eコード改正点（下線部を削除）	
「無視できるB S Eリスクの国」、「管理すべきB S Eリスクの国」が満たすべき条件	B S E発生時に処分が必要な牛の範囲 ア すべてのB S E感染牛 イ（ア） <u>B S E臨床症状発病前２年以内又は発病後にB S E感染雌牛から生まれたすべての産子</u> （イ）生後１年の間に、生後１年までのB S E感染牛とともに飼育され、かつ、調査により当該期間に同じ汚染した可能性のある飼料を摂取したことが示されたすべての牛 （ウ）調査の結果が得られない場合は、感染牛と同じ群において、感染牛が生まれた前後１２ヶ月の間に生まれたすべての牛

O I Eでの見直しを受け、指針の疑似患畜の範囲の見直しについて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会（平成１９年１２月１４日）で検討いただき、患畜の産子については、トレーサビリティ制度の活用等により追跡することを条件に、疑似患畜の範囲から除外することで差し支えないとされた。

今後は防疫指針の変更案について、パブリックコメントを行い、防疫指針の変更の手続きを進めているところ。

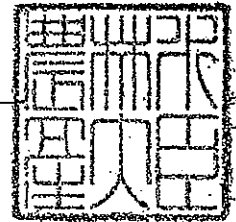


18消安第3384号

平成18年6月23日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 中川 昭一



諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第3項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月29日公表）
の変更について

○牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月29日大臣公表）

変 更 案	2 発生時の対応 (1) 患者、疑似患者の範囲 ア 患者 1の(5)のイの検査により本病と確定診断された牛又はと畜検査の結果、本病と確定診断された牛。なお、と畜検査により確定診断された牛については、法第58条に規定する手当金の対象にはならない。 イ 疑似患者 (ア) 患者と疫学的な関連性が高いと判断される牛で次に掲げるもの。 a 12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患者と同居したことがあり、かつ、患者と同じ飼料を給与された牛。ただし、飼料の給与歴についての調査結果が得られない場合は、患者の生まれた農場（牛群）において、患者が生まれた日の前後12か月の間に生まれた牛。 b (削除) (イ) 1の(5)のイの検査の結果又はと畜検査の結果、陽性とも陰性とも確定診断することができない牛。
-------	--